

# 「最高裁判決研究会」報告書の概要

## 報告書の概要

### 1. 最高裁で争われた課税関係及び判決の趣旨

今般の最高裁判決が相続税法24条の解釈を軸に展開されていることに鑑みれば、本判決の直接の射程として法令の解釈変更により対応すべきものは、同条によって評価がなされる相続財産（「定期金」）に限定されると考えるのが相当。

### 2. 「定期金」以外の相続財産について

#### (1) 土地・株式、無体財産権などについて

- ・ 土地・株式等の財産から生じる将来収入は、「定期金」のように事前に確定しておらず、また、相続以降いつでも第三者への譲渡等によりそこから生じる所得の性質・実現時期に変動が生じ得ることから、相続時点における財産評価と、実際に相続人当人が受け取ることとなる将来収入が「定期金」の事案で判示されたのと同様の意味において「経済的価値において同一」であると考えられることができるかどうかは一概に言えない。
- ・ また、土地・株式等「元本」が減価しない財産については、地代・配当等に対する所得税は「運用益」部分に対してのみ課されている。一方、減価償却資産については、所得課税に当たっては減価償却費相当額が必要経費として控除されており、「元本」部分が「運用益」として課税されることが防止されている。
- ・ 以上を踏まえれば、相続財産となったこれらの財産に対して時価に基づき相続税を課税しつつ、当該財産から将来生じる収入等に対して所得税を課税することが本判決の趣旨に照らして問題があるとは言えない。

## 報告書の概要

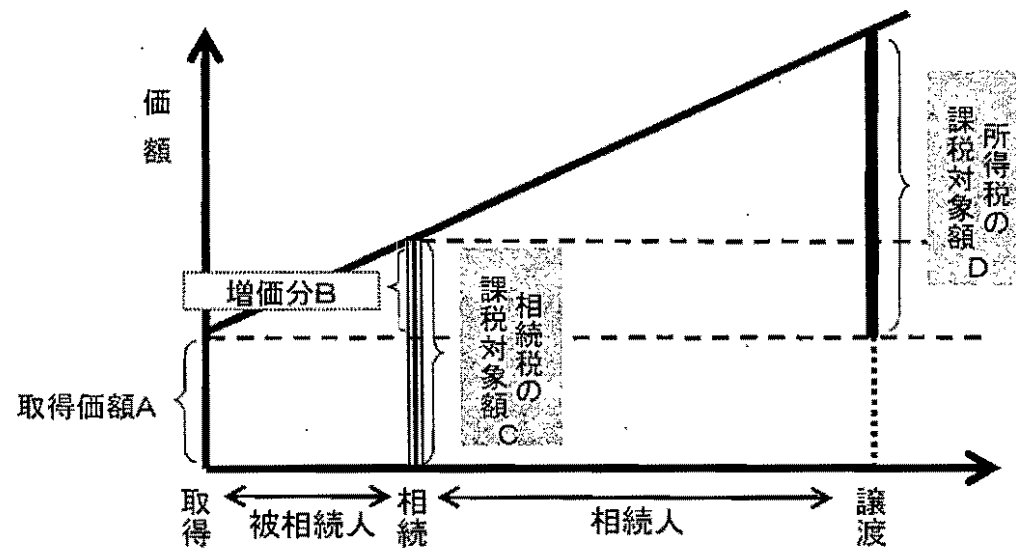
### 2. 「定期金」以外の相続財産について

#### (2) その他の財産

##### ① 土地、株式等の値上がり益

所得税法60条1項は被相続人の取得価額(下図A)が相続人に引き継がれることを規定しており、相続人が当該財産を将来譲渡した時点において、被相続人段階での増価分(B)を含む値上がり益(D)に対して、所得税を課すことを法が予定している。

(参考)



## 報告書の概要

### 2. 「定期金」以外の相続財産について

#### (2) その他の財産

##### ② 定期預金の利子、配当期待権

- 満期前の定期預金を相続した場合、相続税は、(定期預金元本(①)+既経過利子(②)-既経過利子に係る源泉所得税(③))に課税される。一方、定期預金の利子への課税は満期日にまとめて相続人から源泉徴収される(③+⑤)。こうした現行税制に対しては、既経過利子分について二重課税が生じているのではないかとの議論がある。
- 現行の取扱いは、被相続人段階で所得税が課されていない部分(②)について合理的な所得課税(③)を確保する措置であって、しかも相続税の評価にあたって源泉所得税額(③)を除くことによって相続時点で利子を受け取って所得税を支払った残額を相続した場合と同様の取扱いとなることから、必ずしも所得税法9条1項16号に抵触するものではない。
- ただし、相続税・所得税の課税関係において先に述べた土地、株式等の値上がり益と定期預金の既経過利子等とは本質的に変わるところがないにもかかわらず、被相続人に生じている未実現の利得について実現段階で相続人に課税されることについて、前者には所得税法60条1項という明文の規定がおかれ、後者には明文の規定がないことで、今後、上記と同様の議論が生じ得ることを考慮すれば、この際、現行の取扱いについて、確認的な意味で立法的手当てを講じておくことが望ましいものとする。

(参考)

